

## 介護現場の現状と課題（２）

東海社会福祉科学研究所

大北 秀雄

前回の「訪問介護サービス」の基本に続いて留意点等を説明します。

### （６）居宅サービス計画の具体化

訪問介護計画を作成する場合は、問題点・留意事項・課題の整理を実施すること、また、訪問介護計画書に手順書が作成されていなければ、介護保険の現場サービスを実施することができないので注意する必要があります。

- ・ 居宅サービス計画の理解をし、確認する事項があるかどうかを判断し、サービス提供につなげることができるのかを明確にすること
- ・ アセスメントの確認を行い、修正事項があればその旨を追加・修正し、ケアマネジャー等との連携を図ること
- ・ 利用者、家族等との調整を図り、現実にサービス提供が可能かどうかの判断をし、役割分担を明確にすること
- ・ 他の事業者との連携の必要性について確認し、役割を明確にした常態で適正にサービスの提供が実施できるかを判断すること
- ・ 医療等の情報確認を行い、サービス提供上影響がないのか、また、特に気を付けることの有無を明確にすること
- ・ 訪問介護計画書の目標は、現場サービスが求められている内容であり、原則的には評価ができるものであること
- ・ 継続の場合は、過去の評価した内容に基づき更新すること

（例）①訪問介護計画書の目標は、１で居宅サービス計画の目標を記載し、２で具体的事項の記載が必要であること

②２の記載にあたっては、問題点・留意事項・課題の内容を理解した上で作成すること

- ・ サービス提供の必要性が何か
- ・ サービスに期待されていることは何か
- ・ サービス等を受けることにより生活の自立が図れることが可能かなどを検討すれば、事業所に求められている内容、サービスの提供項目の必要性が明確になり、その内容を整理することにより、目標が明確になり、容易に理解できるものとなります。

（目標は、進歩、継続、後退を遅らす及び安全並びに精神的なものを考え、そのサービスの必要性を整理し記載すること）

- ・ 手順書については、どのヘルパーがサービス提供をしても同じ内容のサー

ビスができる内容であること

- ① 標準的時間
- ② 具体的内容
- ③ サービス提供にあたっての留意事項  
などを記載すること

(継続の場合は、直前の手順書とサービスの提供とに差異が生じていないかの確認をおこなうこと)

- ・ 訪問介護計画書の原案は、スタッフ会議等で議論し、修正意見があればその内容により、原案修正をおこなうこと
  - ・ 訪問介護計画書が作成された段階で、利用者・家族に説明し理解を求め、修正があれば検討すること
  - ・ 訪問介護計画書が完成した時は、そのコピーをケアマネジャーに送付すること
- ※ 上記内容ができていない事業所があるようですし、一部省略されている事業所が多いようですが、介護保険制度に求められていることを考えれば当然のことです。